

老計発第3号  
平成14年1月28日

各都道府県介護保険担当部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課長

痴呆性高齢者グループホームの自己評価項目の参考例等について

痴呆性高齢者グループホーム（指定痴呆対応型共同生活介護）において提供されるサービスの質の評価については、「痴呆性高齢者グループホームの適正な普及について」（平成13年3月12日老計発第13号）において、各都道府県が定める基準についての基本的な考え方を示したところであるが、今般、別添1に基づき、別添2のとおり自己評価項目の参考例を取りまとめたので、その適切な運用にご配慮願いたい。

また、自己評価の実施方法については、原則として別添3に沿って定めた上で、各事業者に対して周知を図られたい。

なお、本通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

(別添1)

## 評価項目の考え方について

### 1 自己評価項目の性格

(1) 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「指定基準」という。)との関係

指定基準は、すべての痴呆性高齢者グループホーム(以下「グループホーム」という。)の事業者が常に遵守しなければならない最低ラインの基準であり、都道府県の指導監査や市町村の立ち入り調査において遵守状況の点検がなされるものである。

一方、自己評価項目は、サービス水準の向上に向けた自発的努力と体制づくりを誘導し、その内容及び範囲において指定基準を上回るものとして設定されるものである。

(2) 第三者評価項目との関係

自己評価項目は、グループホーム事業者自らがサービスの現状を多角的に分析して改善すべき点を発見し、質を高めるための契機とすることを目的とした評価を行うための項目である。

一方、第三者評価項目は、一定の研修を受けた第三者が客観的な観点から評価を行うための項目であり、自己評価との対比のために、第三者による評価が可能な項目を自己評価項目の中から抽出して定めるものである。

### 2 評価項目の分類

グループホームの評価項目は、次の三種類に大別される。

#### ①サービスの基盤に関する項目

- ・ 職員の状況
  - ・ 施設・設備
- 等に関する項目。

#### ②サービスの具体的な実施に関する項目

- ・ 生活空間づくりやケアサービスの具体的な実践

- ・ 運営理念や運営体制  
等に関する項目。

③サービスの成果に関する項目

- ・ 入居者の満足感や安心感
- ・ 入居者の状態像  
等に関する項目。

3 サービスの基盤に関する項目の取扱いについて

(1) 「サービスの基盤に関する項目」については、次の理由により、評価の実施を義務づける評価項目に含めることはなじまない。

- ・ 予算面や物理的な制約によって、評価の結果を受けた改善策を早急に講じることが困難な場合があること。
- ・ 利用希望者等は、情報公開を通じて職員の状況や施設・設備に関する情報を得ることができること。

(2) 事業者は、「サービスの具体的な実施に関する項目」及び「サービスの成果に関する項目」に関する評価の結果を受けて、職員や施設・設備等に関する課題を自ら考察し、その解決に向けて計画的に取り組むことが望ましい。

4 評価項目の改定

(1) 評価項目については、当該評価項目を使用したグループホームにおけるケアサービス等の改善状況に関する分析及び痴呆性高齢者の介護に関する最新の研究成果等を反映させながら、グループホームケアの進展とともに、改良が加えられるべきものである。

(2) 今後、厚生労働省において、評価の実施に伴って得られる知見や高齢者痴呆介護研究センターにおける研究の進捗状況等を踏まえながら、評価項目の参考例の見直しを行い、都道府県に示すこととする。

(別添3)

## 痴呆性高齢者グループホームの自己評価の実施方法

### 1. 実施者

法人代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議しながら実施すること。

### 2. 実施回数

少なくとも年1回は実施すること。

### 3. 評価の記録

- (1) 各項目毎の達成状況に関する判断結果及びその根拠
- (2) 優れている点や改善すべき点等の特記事項
- (3) 評価を実施した年月日
- (4) 記録を完了した年月日及び記録者の氏名

### 4. 記録の保存期間

記録を完了した日から2年間保存すること。

### 5. 評価結果の開示方法

- (1) 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。
- (2) 共同生活住居内の見やすい場所に掲示するほか、入居者の家族に送付するなどにより開示すること。

### 6. 実施上の留意点

- (1) 自己評価の実施に当たっては、単に個々の評価項目の達成状況を調べるだけでなく、各項目に対応する「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守状況についても、併せて確認を行うこと。
- (2) その他、都道府県が必要と考える事項